

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。  
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。  
また、( )内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 道路運送法は、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることを目的としており、利用者の利益の保護・増進は目的としていない。

**道路運送法第1条** 回答 ( × )

2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

**道路運送法第3条** 回答 ( × )

3. 貸切バス事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。

**道路運送法第4条** 回答 ( ○ )

4. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、貸切バス事業に限り許可を受けることができる。

**道路運送法第7条** 回答 ( × )

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

**道路運送法第8条** 回答 ( ○ )

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

**道路運送法第9条の2** 回答 ( × )

7. 一般旅客自動車運送事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られている。

**道路運送法第14条** 回答 ( × )

8. 営業所の住所に変更はなく、一般貸切旅客自動車運送事業者の主たる事務所のみを変更する場合は、届出等の手続は必要ない。

**道路運送法第15条、道路運送法施行規則第15条の2** 回答 ( × )

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

**道路運送法第20条** 回答 ( ○ )

10. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

**道路運送法第22条** 回答 ( ○ )

- 1 1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

**道路運送法第 22 条の 2**

回答 ( ○ )

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

**道路運送法第 23 条**

回答 ( ○ )

- 1 3. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

**道路運送法第 30 条**

回答 ( ○ )

- 1 4. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業のため利用させてはならないことが道路運送法に規定されているが、貸切バス事業者については当該規定は適用されない。

**道路運送法第 33 条**

回答 ( × )

- 1 5. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。

**道路運送法第 36 条**

回答 ( × )

- 1 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、その 30 日前までに届け出なければならない。

**道路運送法第 38 条**

回答 ( ○ )

- 1 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

**道路運送法第 43 条の 15**

回答 ( ○ )

- 1 8. 国土交通大臣は、必要な限度において道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続きに従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

**道路運送法第 94 条**

回答 ( ○ )

- 1 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業に使用する自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」と表示しなければならない。

**道路運送法第 95 条、道路運送法施行規則第 65 条**

回答 ( ○ )

- 2 0. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。

**道路運送法施行規則第 66 条**

回答 ( ○ )

21. 道路運送法関係法令では、旅客自動車運送事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第2条** 回答 ( × )

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2** 回答 ( ○ )

23. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第36条** 回答 ( ○ )

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第42条** 回答 ( × )

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第47条** 回答 ( ○ )

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者を補助する者を選任した場合はこの限りではない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第68条** 回答 ( × )

27. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者（一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を結ぶ者）の負担となっている。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款** 回答 ( ○ )

28. 1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 ( × )

29. 新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

**道路運送車両法第13条** 回答 ( × )

30. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、道路運送車両法に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

**道路運送車両法第58条** 回答 ( ○ )

